

# 環境保健部 説明資料

第 58 回総合政策部会  
(平成 23 年 4 月 20 日)

## 目 次

### I. 化学物質対策

1. 我が国における化学物質対策の概要 . . . 2 頁
2. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 . . . 3 頁
3. 特定化学物質の環境への排出量の把握等  
及び管理の改善の促進に関する法律 . . . 5 頁
4. 国際動向を踏まえた我が国の対応 . . . 7 頁
  - (1) 国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ
  - (2) 水銀条約の制定に向けた対応
  - (3) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約
  - (4) 東アジアPOPsモニタリング
  - (5) ナノ材料の安全性に関する我が国の取組
  - (6) GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）
5. 化学物質に関する調査研究 . . . 16 頁
  - (1) 子どもの健康と環境に関する全国調査について
  - (2) 化学物質環境実態調査（エコ調査）
  - (3) 化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の取組
  - (4) 高濃縮性化学物質による生態系への影響対策
  - (5) 製品のライフサイクルを通じた包括的な化学物質対策
6. 環境省におけるリスクコミュニケーションの取組 . . . 22 頁
7. 化学物質と環境政策対話（仮称） . . . 23 頁
8. 「身近にある化学物質に関する世論調査」の結果概要 . . . 24 頁
9. 化学物質対策の課題 . . . 25 頁

### II. 公害健康被害対策等

10. 公害健康被害補償制度 . . . 28 頁
11. 水俣病対策の経緯 . . . 30 頁
12. 石綿健康被害救済制度 . . . 32 頁

# I. 化学物質対策

# 1. 我が国における化学物質対策の概要

## 化学物質による環境問題

様々な化学物質とそれを利用した製品は、我々の生活を豊かにする一方で、適切な管理がなされない場合には、環境を経由して人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれ(環境リスク)がある。(例:PCB、トリクロロエチレン、有機スズ化合物)

### 実態調査・モニタリング

- 環境中(水質・生物・大気など)での化学物質の残留状況を調査(約30年間継続)
- 基準・指針等を設定した項目のモニタリング

### 調査研究

- 子どもに対する化学物質の健康影響を明らかにするため大規模な疫学調査(エコチル調査)
- 化学物質の内分泌かく乱作用(環境ホルモン作用)についての総合的な取組み(EXTEND2010)

### リスク評価・基準設定

- 環境リスクの大きさ(有害性の強さ × ばく露量)を科学的に評価
- 環境基準やTDI(耐容一日摂取量)の設定

### 国際動向を踏まえた国内対応

- 2020年までに化学物質による悪影響を最小化するための戦略(SAICM)  
→国内実施計画の策定(予定)
- POPs(残留性有機汚染物質)条約の物質追加  
→化審法政令等改正  
国内実施計画の改定(予定)
- OECD等におけるナノ材料への取組  
→各種ガイドラインの策定
- 国連によるGHS(化学品の分類・表示に関する世界調和システム)の勧告  
→自主的取組

### リスク管理・規制

- 製造・使用段階  
化学物質審査規制法、農薬取締法等
- 流通段階  
MSDS(化学物質安全性データシート)表示制度等
- 排出・廃棄段階  
大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン対策法、廃棄物処理法、化学物質排出把握管理促進法(PRTR制度)等

### リスクコミュニケーション

- 化学物質に関する正確な情報を、市民・産業行政等が共有し、相互に意思疎通を図る。
  - ・情報の整備(化学物質ファクトシート等)
  - ・対話の推進(化学物質アドバイザー等)
  - ・場の提供(円卓会議 → 政策提言型の「政策対話」へ)

化学物質による  
人や生態系への影響を  
未然に防止!

## 2. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化学物質審査規制法・化審法)

### 背景・概要

PCBによる環境汚染を契機として、世界に先駆けて、新規化学物質に関する事前審査と化学物質の製造・輸入・使用等の規制を行うため、昭和48年に制定。

- 第1種特定化学物質(難分解、高濃縮、長期毒性。PCB等28物質)  
・製造、輸入、使用の事実上の禁止、取扱いに係る技術上の基準の遵守
- 第2種特定化学物質(長期毒性。トリクロロエチレン等23物質)  
・製造・輸入の予定・実績の届出等、取扱いに係る技術上の指針の遵守等
- 厚労省、経産省、環境省の三省で共管し、環境省は動植物への影響の観点を中心に担当。

### 化審法における課題

- 法制定以降に製造・輸入した「新規化学物質」は全て事前審査を行ってきたが、化審法制定時に既に製造・輸入されていた「既存化学物質」(約2万物質)については、一部を除きリスクが不明のまま(届出対象外)となっている。
- 平成21年5月のPOPs条約締約国会議において、対象物質として新たに12物質の追加が決定。市中在庫がある物質は、適正な管理とより安全な物質への代替促進が必要。  
(POPs・・・残留性有機汚染物質)

### 化審法・政令の改正による対応

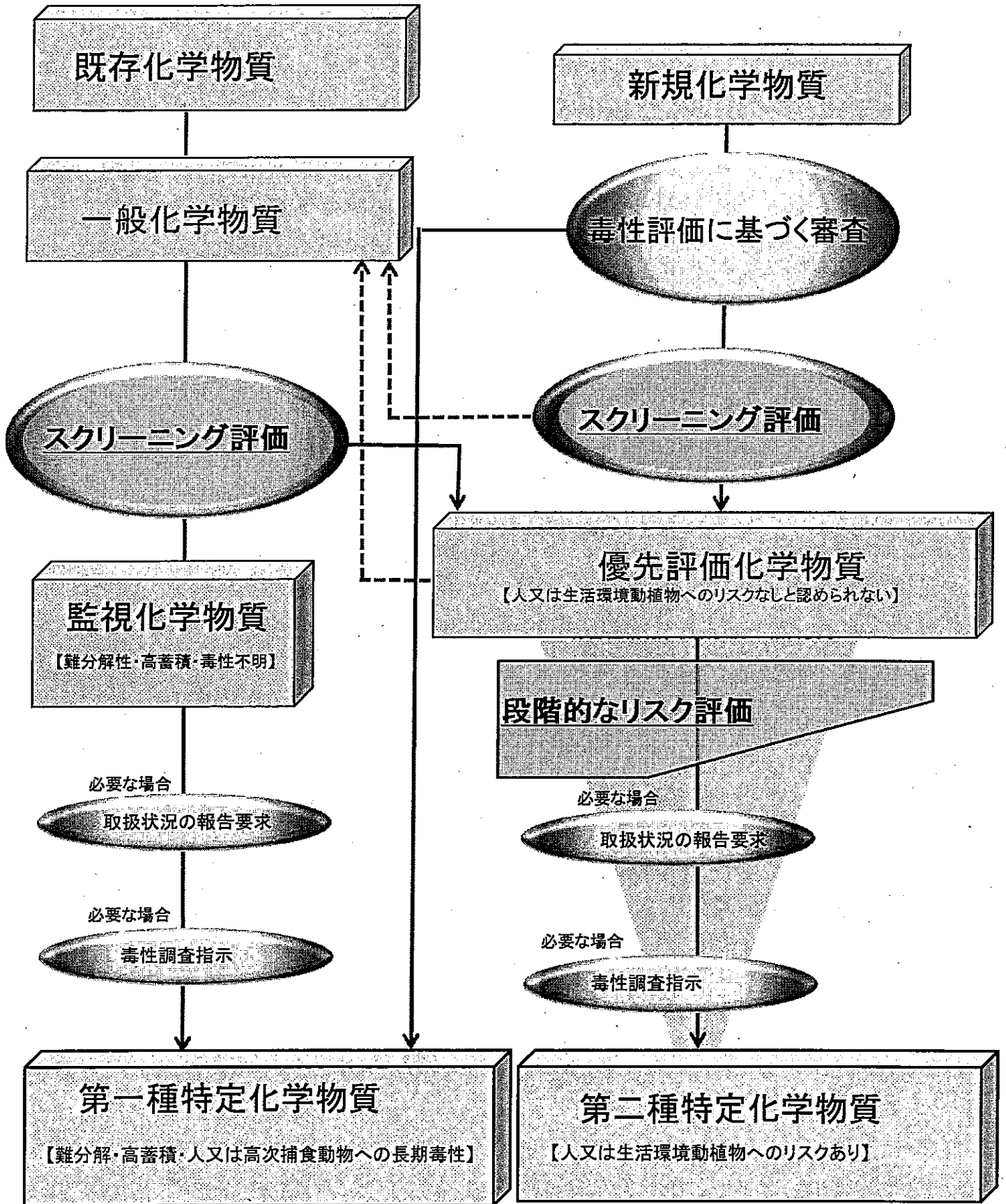
- 化審法を改正し、「新規化学物質」に加え「既存化学物質」についても届出の対象とし、スクリーニング評価(簡易なリスク評価)により「優先評価化学物質」として絞り込んだ上でより詳しいリスク評価を実施(平成23年4月1日全面施行)。
- POPs条約の対象物質に追加された12物質を第1種特定化学物質として政令指定(平成22年4月1日施行)するとともに、適正管理のための省令を制定(平成22年10月1日施行)。

### 今後の取組

- 2020年までに全ての化学物質の製造・使用に伴う人及び環境への悪影響を最小化するため、改正化審法に基づくスクリーニング・リスク評価を着実に実施

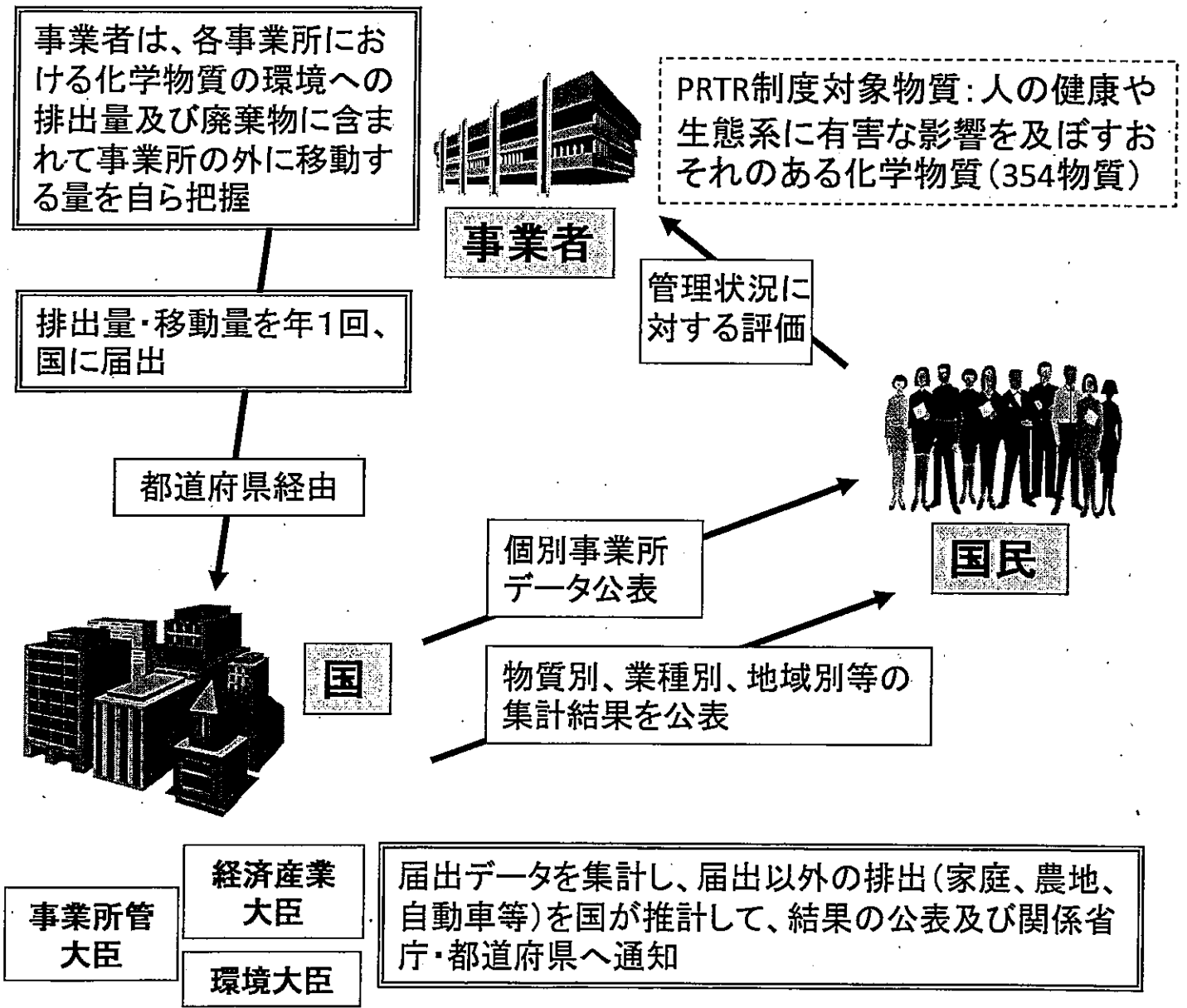
# 改正化審法の手続きフロー

主な改正点は赤字で記載。



### 3. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び 管理の改善の促進に関する法律 (化学物質排出把握管理促進法・化管法)

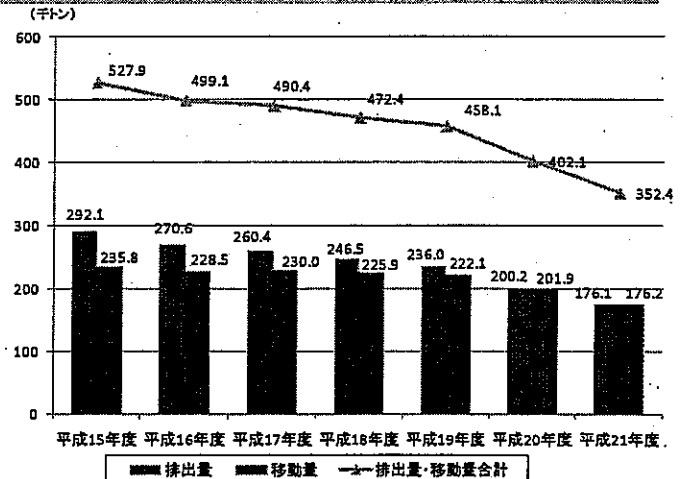
有害なおそれのある多種多様な化学物質について、事業者による自主的な管理の促進及び環境保全上の支障の未然防止を目的に、平成11年に化学物質排出把握管理促進法(化管法)を制定し、PRTR※制度を導入。(※Pollutant Release and Transfer Register: 化学物質排出移動量届出制度)



## 化学物質排出把握管理促進法(化管法)の最近の取組

届け出られた排出量・移動量(PRTRデータ)は、平成15年度から21年度まで毎年減少している。

- 平成21年度は、約3万8千事業所から届け出られ、排出量・移動量の総計は、約35万トン。
- 平成15年度に比較して、届け出られた排出量は総計で11万6千トン、率にして約40%減少しており、化学物質の排出量の削減は着実に進行。



平成19年8月に化管法施行7年後の見直しを実施し、その結果に基づき、政令改正やPRTRデータの公表方式の変更等を実施。

- 平成20年11月に化管法施行令を改正
  - PRTR対象物質: 354物質から462物質に変更
  - PRTR対象業種: 医療業を追加
  - 平成22年度データの把握・届出から適用(23年度に集計・公表)
- 個別の工場・事業所から届け出られたPRTRデータについて、開示請求方式から国による公表方式へ変更(21年2月公表分から実施)
- 個別の工場・事業所から届け出られたPRTRデータをインターネット地図上に分かりやすく表示(23年3月公表)

### 今後の取組

- 地域での化学物質の環境リスクの低減を支援するため、PRTRデータを活用したリスク解析の支援ツールを開発。



## 4. 国際動向を踏まえた我が国の対応

### (1) 国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ (Strategic Approach to International Chemicals Management: SAICM(サイカム))

○2002年9月、ヨハネスブルグサミット(WSSD)で定められた実施計画において、2020年までに化学物質の製造と使用による人の健康と環境への悪影響の最小化することを目指すとの目標を設定。

○2006年2月、国際化学物質管理会議(ICCM)がドバイで開催され、目標達成のための方途としてSAICMを採択。

SAICMは以下の三つの文書から構成。

#### ○国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言

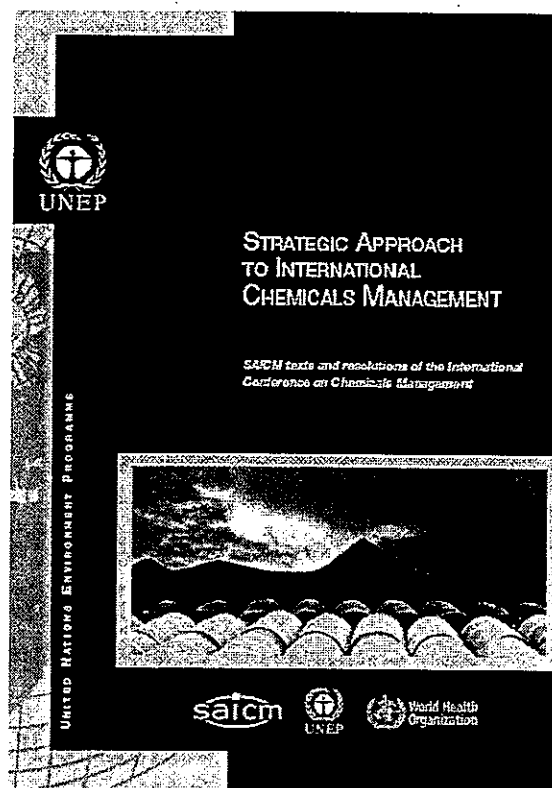
世界の化学物質管理の方法に根本的な改革が必要とし、2020年目標の確認、子供、胎児、脆弱な集団の保護、情報知識を公衆に利用可能とすること、国の政策、計画、国連機関の作業プログラムの中へのSAICMの統合等が盛り込まれている。

#### ○包括的方針戦略

SAICMの対象範囲、必要性、目的、財政的事項、原則とアプローチ、実施と進捗の評価について定めた文書。

#### ○世界行動計画

SAICMの目的を達成するために関係者がとりうる行動についてのガイダンス文書として、273の行動項目をリストアップ。実施主体、スケジュールなどが示唆されている。



## 我が国におけるSAICMの実施

- SAICMに沿って、国際的観点に立った化学物質管理の推進。
- SAICMを国内政策へ統合するとともに、途上国への支援等の国際的対応も実施。

### SAICMの国内政策への統合

- 環境基本計画へSAICMを位置づけ(第三次計画第二部第1章第5節3(4))
  - ・「SAICMに沿って、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組みます」
- 各種政策の強化・推進
  - ・化審法、化管法について見直しを実施
  - ・個別取組の強化(例:エコチル調査等)
- SAICM関係省庁連絡会議(議長:環境省)を設置、意見・情報を交換
- SAICMの理解促進(公開セミナー開催等)

### 国際的な対応

- SAICM実施に関する国際会議に対応
  - ・国際化学物質管理会議(ICCM)、SAICMアジア・太平洋地域会合等に参加し、我が国の取組等を発信
- アジア太平洋地域の代表として、ICCM(国際化学物質管理会議)の副議長(環境省環境安全課長)
- タイ及びブータンにおけるSAICM実施のための化学物質管理政策立案及び実施を支援

### 今後の取組

- 我が国のSAICMに関する取組を国内外の関係者に示し、実施を促すとともに、関係省庁の連携強化を図るため、SAICM国内実施計画を2012年7月(仮)のICCM3(第3回国際化学物質管理会議)までに策定予定。
- 国内実施計画の策定に当たって「化学物質と環境政策対話(仮称)」(後述)の活用を検討(23ページ参照)。

## (2) 水銀条約の制定に向けた対応

### 経緯

- 平成13年 国連環境計画(UNEP)が、地球規模での水銀汚染に関する検討を開始。
- 平成21年2月 UNEP第25回管理理事会において、水銀によるリスク削減のための法的拘束力のある文書(条約)を制定すること、及びそのための政府間交渉委員会(INC)を設置して2010年に交渉を開始し、2013年までの取りまとめを目指すことに合意。
- 平成22年5月 鳩山総理(当時)が、水俣病犠牲者慰霊式において、水俣病と同様の健康被害や環境破壊が世界の他の国で繰り返されないよう、本条約の制定に積極的に貢献すること、条約の採択・署名のために2013年頃開催される外交会議を我が国に招致することにより、「水俣条約」と名付けたい旨を表明。
- 平成23年 1月 千葉市で開催された第2回INC((参考)を参照)において、各国からの幅広い支持のもと、外交会議の我が国開催が了承。また、同年10月末に開催される第3回INCに向けて、UNEP事務局が条約の案文を作成することに合意。

### 交渉スケジュール

平成22年(2010年)	6月	第1回 INC (ストックホルム)
平成23年(2011年)	1月	第2回 INC (千葉市)
	10月	第3回 INC (ブルキナファソ又はケニア)
平成24年(2012年)	6月	第4回 INC (ウルグアイ)
平成25年(2013年)	2月	第5回 INC (スイス又はブラジル)
<u>平成25年(2013年)</u>	2月	UNEP第27回管理理事会に交渉結果を報告
	後半	<u>外交会議:条約の採択・署名</u>
		( <u>日本開催が決定済み</u> )